

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地
問題（プライス報告を含む） 第一巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43856

昭和三十一年

A' 3 or. 7-1-2

秘

昭和三十一年七月十三日付電信写
重光外務大臣あて 在ワシントン谷大使発

沖繩問題の件

国務省係官は九日、(一)ブライス報告の実施については沖繩及び日本の政治情勢の推移を慎重勘案し、且つ報告書の勧告を個別的に検討の上結論を出すこととなり、なお若干日時を要すること、(二)国防当局は一括払に關しその政治的影響及び日本關係の大局より考慮しこれに柔軟性を加えることも可能ではないかと考え始めるに至つたこと及び(三)米政府は本件円満解決のため日本側よりも建設的意見が出ることを歓迎することを述べた趣であるが、十三日更に国務省を打診せるところ係官はブライス報告は一括払方式を骨子とした勧告ではあるが、これがインプリメンテーションについては可なりの余地が残されているので出来得る限り現地及び

外務省

日本側の希望を織込みたい。殊に一括払方式については現地の反対が果して関係者全員の意思なりやについては疑問の余地もあるが保償金の一括払を受けるとも投資対象を有しない大部分の農民が毎年払いを希望するは充分理解するところであり、目下国防省が中心となり国務省と協議の上あらゆる角度から問題を検討中である旨内話した。右は冒頭往電と同趣旨であるが、国防部と直接事務折衝をなしおる係官よりの情報として御参考まで。

外務省

文書配布先
 (件名) 沖繩問題件
 (昭和) 31年7月17日
 一四四七号

あて先	部数	備考
内閣総理大臣		(根本 内閣官房長官)
各 国 務 大 臣		
牧 野 法 務 大 臣		(津 田 総務次長 秘書課長)
重 光 外 務 大 臣		
一 萬 田 大 蔵 大 臣		(石 原 官房長)
清 瀬 文 部 大 臣		(斎 藤 総務課長)
小 林 厚 生 大 臣		(小 山 総務課長)
河 野 農 林 大 臣		(谷 垣 官房長)
石 橋 通 産 大 臣		(若 杉 官房長)
吉 野 運 輸 大 臣		(山 内 官房長)
村 上 郵 政 大 臣		(浅 野 文書課長)
倉 田 勞 働 大 臣		(村 上 総務課長)

768

馬 場 建設大臣	(柴 田 官房長)
大 麻 国 務 大 臣	(大 麻 国務大臣秘書官)
正 力 北 海 道 開 発 庁 長 官	(吉 田 庶務課長)
大 田 自 治 庁 長 官	(佐 久 間 総務課長)
船 田 防 衛 庁 長 官	(門 叶 官房長)
高 碓 経 済 企 画 庁 長 官	(酒 井 官房長)
根 本 内 閣 官 房 長 官	
松 本 内 閣 官 房 副 長 官	
田 中	
三 谷 侍 従 長	

(自由民主党)
鳩山 代行委員
三木
大野
岸 幹事長
砂田 全国組織委員長
石井 総務会長
水田 政務調査会長
中村 国会対策委員長
星島 衆議院議員総会長
松野 参議院

八月三十日午五時
米原大使館
下使達

A 3.0.0.7-1-2

American Embassy,
Tokyo,
August 22, 1956.

Dear Mr. Minister:

I have noted with a good deal of surprise press reports this morning attributing to the Minister of Justice comment with reference to a proposed conference on the Okinawa land issue, casting reflection on the manner in which General Lemnitzer has exercised his authority and expressing the opinion that this has led to anti-American feeling. The statements attributed to the Minister seem to reflect a misunderstanding of the basic facts and, particularly if propagated with the apparent authority of the Japanese Government, cannot help but have an adverse effect on relations between our two governments.

There follows the text of the letter addressed by General Lemnitzer to Chief Executive Higa, to which reference is apparently made in this morning's press reports:

"The Deputy Governor has informed me of the request in your letter to him of 20 July 1956, that I visit Okinawa for a conference regarding the land problem.

"Upon my return from the United States on 4 July 1956, I indicated that extensive studies must be undertaken on the basis of which broad policies for a constructive solution to the land problem can be developed. The studies to which I referred are now under way. When, as a result of these studies, concrete plans and policies have been developed, they will be discussed with you and other officials of the Government of the Ryukyu Islands. In this connection, I have been informed by the Deputy Governor that a number of constructive comments have already been received from responsible Ryukyans. I trust this type of helpful cooperation will continue because it is only through such processes that an equitable final solution can be achieved.

His Excellency
Tatsunosuke Takasaki,
Acting Foreign Minister,
Ministry of Foreign Affairs.

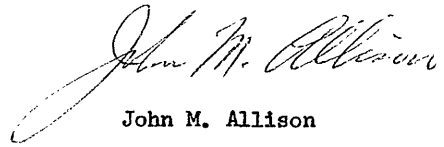
"In the meantime, I wish to assure you that we are seeking solutions in a spirit of sympathetic understanding and generosity and that in dealing with this problem the views and interest of the Ryukyuan people will be fully taken into account. I shall, of course, be pleased to discuss these matters with you in due course.

"With regard to the participation in the Ryukyus by the Japanese Government in the development of solutions to the land problem, it is my understanding that the United States Government considers this to be a matter which should be settled directly and equitably between the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands and the Ryukyuan landowners affected, with appropriate assistance on the part of the Government of the Ryukyu Islands."

As I am sure you understand, General Lemnitzer was acting in his capacity of Governor of the Ryukyuan Islands in the exercise of the authority conferred on the United States by Article 3 of the Peace Treaty of April 28, 1952. I concur with all that is said in his letter and it would be conducive to a settlement satisfactory to all concerned if the Japanese Government could also make clear on appropriate occasions that the issue is one which should be settled between the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands and the Ryukyuan landowners affected, with appropriate assistance on the part of the Government of the Ryukyu Islands.

The reflection on the manner in which General Lemnitzer has exercised his authority is unfortunate. I would suggest that anti-American feeling is created, not by the exercise of that authority, but by the circulation of misleading press reports.

Sincerely,


John M. Allison

アジア局長



外務省

大 臣

2月3日 0.712

沖繩問題に關し牧野法相遺詔の件

(昭三一、八、二二、アジア局)

一、一月二十二日夕、シヤパン、タイリス、我は沖繩
 問題に關し現地に於て日琉、米三者會議を
 行ふことを拒否し、ハシラニツツア司令官回答に
 關し、牧野法相の「軍人の政治に干渉する事
 は好ましくないのである」と述べ、その前例として日露戦争

外務省



モ引用し、報告書に添へる

二、右新聞記事に關し、マリソン米公使は二十二日
 午後、高橋外相に改に書翰を空のせし司令官B口
 琉球列島及びその一々の管轄に於いて、當然に沖繩住民
 の利益を考慮せしむべきあり、牧野法相は、
 は右公使の主張を誤解に墮くすものと見做すものと
 を指摘し、申す。

外務省

政務局長

情報文化局長

Aug 23, '56

本件係多
から開く
外
手
明
と
外
手
明
と
外
手
明
と
外

(A) 3 12.9-1

Horney

There is no truth whatever in this morning's press reports to the effect that either the American Embassy or General Lemnitzer, Far East Commander and Governor of the Ryukyu Islands, informed the Japanese Government that the United States was not opposed to conducting negotiations on the Okinawan land issue through the ^{diplomatic channels} Foreign Office. No inquiry was made by the Foreign Office on this question either to the American Embassy or to the Far East Command, nor was any "clarifying statement" made by General Lemnitzer or the Far East Command on this matter. It is the view of the United States Government that this is a matter which should be settled directly and equitably between the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands and the Ryukyuan landowners affected, with appropriate assistance on the part of the Government of the Ryukyu Islands. This of course does not preclude informal discussions between the Japanese and American Governments on any matter of mutual interest to them, conducted in the spirit of the close relationships between the two countries. (It is hoped that this information will receive the same prominence in the public press as the erroneous articles which have already been published.)

マシ高橋

政務局長に
送る
入
り
か
り

石之送
り

中

American Embassy,
Tokyo, Japan,
August 28, 1956

A' 3. 0. 0. 17-142

★

牧野に相
のメッセー
ジ
を
ア
リ
ン
グ
に
は
に
待
て
ん
と
う
さ
う

アジア局長

Dear Mr. Minister:

Thank you very much for your letter of August 27, 1956, in which you forward the comments of Mr. Makino, the Minister of Justice, on the press reports which I had brought to your attention in my letter of August 22.

As you request, I have sent a copy of your letter to General Lemnitzer.

Sincerely yours,

John M. Allison
John M. Allison

アジア局第一課長

His Excellency
Tatsunosuke Takasaki,
Acting Foreign Minister,
Tokyo.

アジア局
31. 8. 28
局長印

A'3.0.0.71-2

局長

課長

第二課長

(大木)

衆議院外務委員会に於ける

沖縄問題公聴会ノ件

(昭三、八三三。)
改米一課

八月三十日午後一時半より約一時間、沖縄土地回

題に因りて参考人 沖縄人民党 瀬長書記長

の陳述及び同参考人 政府委員(中川アヅア司

長)に對する質疑を行はれた。要旨左の通り。

本要旨左の通り

外務省

(瀬長参考人は最近伊江島に起る米軍人に

よる土地焼払ノ件)を中心として、本件土地問題に對

する現地米民政府当局の認識が不十分なる旨を

説明した。(別添資料甲参照)

二次に社会党委員(穂積田中、細迫ノ諸氏)

より

(1)本件解決に對し、外務省当局のとりとつる措置如何

外務省

(2) 外務省は米大使館に対し、本件は冷却期間を
おぼろげに米側の希望する線に解決する旨報せしめ
由を述べた可なりや

(3) 沖繩は所謂琉球憲章が三十五条より外
交権を有せしむるが立法院の決議等も米政府
に握りつぷるが、日本政府は通達を以てし
是は正措置なりや

外務省

等々の質問あり、これに対し中山局長より

(1) 外務省としては所謂四原則については沖繩島
民の一致の意思と信するが、これを實現する具体的
方策については沖繩島民内部におきも意見が分
かある如く觀察するもの、目下この島に現地代表
の人心を協談しあつた段階なり。

(2) 米側に対し外務省より冷却期間をかく様示唆

外務省

その事実を

(2) 沖縄の外交権はなにも島民の意思と法院の決議等は十分詳細に外交権を以て以外の方法で日本政府に通報すべきである。

を回答した。

三 自民党 伊藤委員長より本沖土地問題については

日本政府は自民とこれ超党派で解決方協力する。 （自民） 院

外務省

決議はあり、沖縄の議員調査団を派遣等とも

考慮して、今後共産野党との随時協議を計

策と樹てたい旨、発言あり。

四 労働農党 岡田議員より

(1) 米極東軍司令部の移転は、日本政府としては

直接米軍等と折衝するに失う所はなし、本

件解決に支障を来す惧なきや。

外務省

(2) 最近米軍現地進出は、フランス勸告の枠以上の土地の接收をも予定しているとの情報あり、真相如何と此、質問を行...

(1) については中川局長より、司令部移転により直接米軍当局に訴うる方が出来なくなる等若干の不便は否か得たことも、在米米大使館と通じ十分話合は出来ると答へ

(2) については、瀬長を参考人より、フランス勸告の枠を

越える接收の惧は十分ある。最近沖縄側に出る

所謂レムニアフール事案間にあるも、日本政府を除外し

米軍と沖縄局との間の協議すべき旨述べてあり

その場合には米軍の圧力により、フランス勸告以上の接

收の行われる可能性が大きい。現に、一部地域においてフランス

勸告の範囲内ではあると思われ、井塚は私有地

ハ米側ハ杭ヲ打込ム事ノ了実チ否ヤ現地ハ日
ニ小等ハ杭ノ撤去運部ト開始セリ昨日電報ハ
其入ルニ述ベタ

五 岡田委員トシテ重ナル右ノ陳述ニモ明カニ如ク
本件解決ハ南洋 沖繩当局ノみハ任せカニハ島民ト
見殺スルコトナラズ 日本政府ハあくモ介入ノ解決モ
許スルコト意思ト明確ニするコト必要ナリト述べ

中川局長ハ勿論 日本政府ハ此ノ方針ニシテ努力アリ
外務当局トシテモ在京米大使館ト通ジテ隨時現地
ノ実情ト説明シ善処方要請スルコト今後モ此ノ努力モ
續クハ一ト答答由合トナラズ

六 右ハ本日 瀬長参事人トシテ証言セ行ノ予定ハ
あつタ 兼次参事人(沖繩社会大党 委員)ハ都合
ニより欠席スル

8

A'3.0.9 D-1-2

た

花

一

冊

三二〇一 京都府立総合資料館

京都府立総合資料館

同じものとして存在しない
こと由

決 議

京 都 府 会

沖繩土地問題の早期解決に関する決議

沖繩の土地問題は全國民の世論と民族獨立の大原則の上に立つて解決されるべきである。

しかるにブライス勸告を契機として米國政府が表明した沖繩基地に対する政策は、一括払による無期限使用權設定反対と接收地擴張反対の要求を無視し、直接沖繩八十万同胞の生存權をおびやかすものであり誠に憂慮に堪えない処である。

よつて政府はこの際世論に従い沖繩島民の叫ぶ要望貫徹運動を強力に支持し、日米兩國の善意と協力關係の上に立つて本問題の早期解決を図り、沖繩全島の早期復帰に積極的な努力を払われるよう強く要望する。

右決議する。

昭和三十一年九月十九日

改米局長千葉皓
殿

京
都
府
議



極秘

電信写

A 30.0.7-1-2

電信写

A 30.0.7-1-2

昭和三三 一七七三 暗 ワシントン 二月一日 一四〇 米

本省 二日〇八一五着 一

藤山大臣 朝海大使

(沖繩問題に關するロバートソンの内話に關する件)

第二七五号(館長符号抜)

往電第二三五号に關し

三十一日他用をもつてロバートソンと会談の際本使より本問題に軽く言及したところ、ロは自下国防省とも連絡の上沖繩問題に關する *modus vivendi* (何を意味するか明らかでないが、機微なので追求は避けた) を研究中である、もつとも自身は医師に静養を命ぜられ二週間程度引籠るので、暫くは研究は進められな
いと思ふと述べていた。御参考まで。
(丁)

配布先 大臣、次官、官房長、並、米、情各局長、米參、並、米一

外務省

記帖了

昭和三三 一五四〇 暗 ワシントン 一月二八日 一四二五 米

本省 二九日〇七〇二着 一

藤山大臣 朝海大使

(沖繩問題に關するロバートソンの内話に關する件)

第二三五号(館長符号抜)

二十七日会合にてロバートソンと同席した機会に、本使より沖繩の事態を放置することは日米友好関係のため遺憾なことといふべく、単に軍事的考慮でなく、國務省がこの問題に大局的考慮を与えることが望まじきにあらずやと述べたところ、「ロ」は単に米国は現在の極東における事態が読ん限り、如何なることあるも沖繩を絶対撤退せずとのみ答えたので、本使より日本政府がこの点を問題にしおるものにあらざることとは昨年の岸總理訪米によりても明らかにされたとおりで、問題は日米の一致

外務省

記帖了

電信写

(第二三五号の二)

した意見の枠内にて如何に懸案を措置して行くかにある。例えは(1)国旗掲揚問題(2)地代一括払問題(3)不用の土地を整理して農民に返還してやる問題等措置の要あるべく、また(4)狭い土地にゴルフ・コースを三つも保有しているとき、軍の士氣と厚生に關心を有する軍当局としては当然のことなるべきも、政治的には賢明なやり方といひ得ず、これらの問題を日米にて話し合う時期が来ているにあらずやと指摘し反撥を予想したところ、「巴」は案外穩かな態度で、沖繩占領以来米國は同島に對し相當の経済的支援を行つてきたが、問題は経済的にのみは解決できず、心理的なものを含むことがわかつた。この問題で日米間に話し合うことが適當かも知れないと述べていた。

「本件会談は宴会の席上行われたものであり、またこの問題をまず話出したのは本使である關係もあり、「ロ」の話がどの程度國務省の意向を反映するか必ずしも明らかでないが、同人は個

外務省

極秘

電信写

(第二三五号の三)

人的意見をあまりいわざる人柄でもあり、沖繩における選挙以來、國務省に沖繩の事態を放置することは面白からずとの空氣ができていたのでないかと思われる。

國務省の動き更に報告すべきも右とりあえず。

(丁)

配布先 大臣、次官、官房長、重、米、情谷局長、米參、重、米一

外務省

極秘

A 3.0.0.7-12

米國領土の諸範疇について（未定稿）
附、沖繩の米國法上の地位について

（昭和三三 三一）
アメリカ局第一課）

一、米國の「領土」（注一）の種類

アメリカ合衆國の領地には次の諸種類がある。

イ、連邦議会の明示の宣言により、又は一連の立法によつて連邦に正式に編入された地域（*incorporated territories*）で、合衆國の一部（*a part*）であるもの。
一四十八州、アラスカ、（ハワイはこれに属するというのが通説である。）

アラスカ及びハワイの^又西方を "*organized territories*" と称することもある（*World Almanac, 1955*）

甲
乙
丙

ロ、連邦未編入の領地（*unincorporated territories*）で、「財産」として合衆國に属する（*belong to*）ものである。所謂 *U.S. Possessions* に当るものと思われる。

一ポルト・リコ、ヴァージン・アイランズ、独立前のフィリピン、グアム、パナマ運河地帯

- (1) 統治の基本法の設けられてゐる地域（*organized unincorporated territories*）。一、一（注二）ポルトリコ、ヴァージン諸島
- (2) 基本法も設けられていない地域（*unorganized unincorporated territories*）一、一サモア、運河地帯

ハ、信託統治地域一、一領土権者については国連主権説、施政権者主権説、住民主権説等あり、確定し難い。

ニ、グアノ諸島一、一ミドウェー、ウエーク島等の諸島。一八五

六年の「グアノ島法」によつて米国民の発見した無人島でグアノ資源を有する諸島は米国の領土となることを決定している。

(注一)

米国が領土を取得する権限は、憲法上は "war and treaty powers" に基き、又、取得した領域を支配する権能は憲法第一条第八節第十七項及び第四条第三節第二項に基くものである。

(vide: The American Federal Government by Ferguson and McHenry, 1953)

(注二)

この場合、通常、何等かの住民の議会が設けられる。

三、米國憲法の適用の有無

イ、前記の連邦に編入された地域」は憲法上の諸権利、(所謂 fundamental right, 生命、自由、^{財産}性産に対する権利及び formal rights

「手続上の権利、例えば陪審による裁判を受ける権利、官選弁護士雇傭の権利等を指す)、は全面的に適用され、国内法も特に除外されない限り適用される。従つて

(1) 憲法に言う "United States" とはすべて編入された地域のみを言い未編入の地域は含まれない(従つてアメリカ市民権取得の際の属地主義や、課税の画一性等はすべて編入地域についてのみ適用される)。

(2) 憲法に規定される前記の "fundamental" 及び "formal" な権利は編入地域においては全面的に保障されており、未編入地域においては fundamental な権利のみ保障されている。

(3) 編入地域は「州」への昇格の準備段階にあるが、未編入地域はかかることはない。

三、地域別説明（附属別表参照）

イ、アラスカー一八六七年ロシアより購入。直ちに連邦に Incorporate された。次ぎに一八八四年基本法が制定された。（World Almanac によれば一九一二年八月二十四日 Organized Territory となつたと述べられている）住民は合衆国市民である。

大統領の任命する知事 (Governor) によつて統治される。

ロ、ハワイ一八九八年併合。一九〇〇年六月十四日 Organic Act

により連邦に編入されそれと同時に住民は一部東洋人を除き合衆国市民となつた。

大統領が ^任 居民 (resident) の内から任命する知事 (Governor) によつて統治される。

ハ、ポルトリコー一八九八年スペインより割譲。一九〇〇年の

Foraker Act が基本法となつてゐる。更に一九一七年の Organic Act of Puerto Rico—March 2, 1917 (Jones Act) によつて自治権を拡大、且つ住民は合衆国市民とされた。（併し連邦最高裁の判決によればポルトリコは連邦に編入されていないとみられる）。一九五二年三月三日ポルトリコ憲法が制定され「ポルトリコ連邦」(Commonwealth of Puerto Rico) が誕生した。併し前記の如く合衆国に編入されてゐない領土である (free commonwealth associated with the U.S. と称される)。

ニ、ヴァージン諸島一八一七年デンマークより購入。連邦未編入。一九二七年、一九三二年の法律及び一九三六年の Organic Act 等の基本法がある。

通常、大統領が非住民の間より知事 (Governor) を任命する。

ホ、アメリカン・サモア島―一九二九年米國連邦議会在米國領土たることを承認した。連邦に未編入で基本法なし。

海軍が行政を行っている。

ヘ、グアム―連邦未編入。併し一九五〇年の基本法あり。住民の大半は合衆國市民。

ト、パナマ運河地帯―一九〇四年^{以来}パナマ國よりの租借地。(租借地代、年四三万ドル)

連邦未編入、基本法もなし。住民も当然には合衆國市民権はなし。

チ、グアノ諸島

一八五六年の Guano Act of 1956 によつてグアノ(鳥糞)資源のある無人島を米國人が発見した場合は、大統領はこれを合衆國に

属すると見做すこととなつた。

但しこれらの諸島に対する米國のタイトルは他國と紛争中(英國、コロンビア)のものもあるが、就中、ミドウェイ、ウエーキ、キングマンリーフ、ジョンストン(以上海軍省所管)ハウランド、ベーカー、ジャービス島(以上内務省所管)の七島に対する米國のタイトルはかなりはつきりしているといわれる。

リ、太平洋信任統治地域 (Trust Territory)

一九四六年國連信託統治地域(戰略地域)となつた。内務省主管 (High Commissioner) が任命されている。連邦議会はこれら諸島に關し立法を行はう。

一般に信託統治地域の領土権者については前記の通り定説がなし。

四 沖繩、小笠原諸島

対日平和条約第三条によつて、合衆国はこの地域が信任統治地域とされる迄、これらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の一部及び全部を行使する権利を有するが、領土権は有しない。(日本が潜在主権を有することは周知の通りである)

従つて沖繩は米国の possession たる status をも持つておらないうものとみられてゐる。(注)

Sedgwick W. Green "Okinawa apparently continues to lack possession status, and, a ~~foreign~~ ^{foreign} territory, to be foreign and not within the jurisdiction of the United States." (Applicability of American Laws to Overseas Areas Controlled by the United States, Harvard Law Review, Vol 68, Number 5 P. 802)

併し対日平和条約は米国内法と同一の効力を有するので、条約の規定に基き沖繩等に関して米国の連邦議会が立法することは妨げなく(注)、これに基いて、米国議会は別添の通り立法を企図したが、成立迄に至らず、暫定措置として大統領令が施行されてゐる。

(大統領が、沖繩に関する立法、司法、行政の三権を行使する根拠については、大統領の条約締結権及び条約実施の権利に基きものとも考えられ、而して沖繩の場合は三権分立以前の状態にありこれをまとめて Administration を米国大統領が行つてゐるともみられる。)

(注) 一九〇一年の米国最高裁判所判決 (Insular Cases)

Of the above only the District of Columbia, Alaska and Hawaii are regarded technically as "territories." The others that have not been granted statehood are held as "possessions," it having been decided by the United States Supreme Court in 1901, in the "Insular Cases," that Congress can create appropriate forms of government in regions outside the states and legislate differently for such possessions.

Encyclopedia Americana, 1954

但しこの点は、必ずしも法律的に明瞭な訳ではなく、琉球大学教授新城利彦氏も（「沖縄統治の機構と機能」国際法外交雑誌、第五十六卷第四五年合併）「沖縄に関する施政の責任は、大統領の権威の下に国防長官が有しているが、いつ、どうして国防長官が管轄権をもつに至ったかは明確にされていない」と述べている。

電信写

昭和三三 四九一五 暗 三月二一日一三〇 発米
四九一四 本 省 二二日〇八〇 着
四九一三

藤山大臣 朝海大使

(沖繩問題に関するロバートソンの内話に関する件)

第六六七号(館長符号扱)

往電第二七五号に關し

「往電第六五九号会談を終りたる後、本使よりロバートソンに
対し、自分は本省よりなんら訓令に接しおる次第にはあらざる
につき、以下の発言はパーソナルなものとしてお聞きありたく
また米側には聞きにくきことかも知れざるも率直にいわざれば
意味なきにつき、外交辭令を用いず、沖繩問題にて自分の感じ
ていることをお話し致したしと前提し、昨年岸総理来米の際、
總理より大統領や國務長官にお話しした通り、沖繩は日本の一

記帖了

外務省

電信写

(第六六七号の二)

部であり、沖繩で行われる行為はひとつひとつ極めて敏感に日
本の政界にはねかえる次第であり、右事情は改めて自分より繰
返えす要なかるべしと存ず、米側としては、日本政府としてお
おげさに取扱う必要なかるべしと考えるかも知れぬようなささ
いな問題でも、こと沖繩に關しては、日本としては重大案件と
してとりあげざるを得ざる立場にありと述べたところ、「ロ」
は自分らもその事情は充分承知しておるつもりであると述べた。
三よつて本使より自分は再び米國が實見のごとく承知しているか
疑問に思う、たとえば最近同地の軍政長官が沖繩議會における
定足数に關する規定を勝手に変更したときは、これで事態を
收拾しなければならぬ責任を有する彼としては当然なんらかの
措置を講ぜざるを得ないことは充分にわかる、しかしながらい
かに彼の当面する案件が機微な外交問題であり、その措置をと
る時機のまずさでいかに反響が大きいであろうか等の判断は彼

外務省

電信写

(第六六七号の三)

に期待し得べくもない、事実この長官がかんたんにワンストロークで問題を解決せんとしたことはいちじるしく日本政府をエンバラスしたことは疑いなしと述べたところ、「ロー」は軍政長官はよきケースをもつていたと思うが、まづたく独断でそのとかれと思ふ措置をとつたため、國務省さえもわずかに前日に事態を知らされたほどである。さもなければ事前に充分に途をペーヴし、日本側とも連絡して事態が不当に報道されることを避け得たるべく、自分らも遺憾に思つてゐると答えた。

よつて本使から、当時日本側は米側に対しなんらのリプレゼンテーションを行わなかつたことは日本側が現地責任者のやり方に遺憾を感じていなかつたからにはあらずして、あの際に日本政府より米側になんらかの申入れを行うことは、たんに米政府をエンバラスするのみで、問題の建設的解決に寄与せずと考へたからで、この点は米側も充分わかつていただきたいと述べ

外務省

電信写

(第六六七号の四)

たところ、「ロー」も日本政府の考慮は米側としても深くアプリーシエートするところであると答えた。

さらに本使より先般貴次官補は、自分に対し沖繩に關しモードス・ヴィヴェンデイを考へざるべからずといわれ、その意味はあきらかでないが、米側は沖繩において、日本政府に対するイリテイションを避ける各般の措置をとることができると思ふ、たとへば(イ)沖繩の最高責任者として文官を任命し、軍人がミリタリー・ディクテーターとして君臨しおるがごとき様相を是正することもできようし、(ロ)地代の支払様式も研究できよう(ハ)農民から土地を接収しおきながら軍用にも使用せざるもの相当面積ある由につき、これ等を整理すれば農民もよろこぶべく(ニ)国旗掲揚の問題もあるべく、(ホ)一例なるも狭小の沖繩にゴルフ・コースが三つもある由なるも一つ位に止めて、他は農民に返還し、米軍人がゴルフをやりたければ日本に行けば日本側

外務省

電信写

(第六六七号の五)

は歓迎すべし、現地の民政長官としては軍の志気昂揚を図ることとは最高の使命故、厚生施設が多ければ多いほどよろしき理なるべきも、視界を広めればこの考え方は日米双方のために不健全なりといわざるを得ずと述べた。

四 右に対し「ロ」は基本的な考え方については全然同意なり (H can't agree now) ただし(イ)の最高責任者を文官とすることがはたして適当であるか、また日本に対する感觸上よろしきや、自分は若干の疑問を有す。なんとなればかかる文官はポリティカル・アポイントイーとなる公算多く一度任命された場合、不適任と判明しても、なかなか取除けない (國務省の役人を任命し、不適任とわかれば電報一本にて転任せしむ得るにあらずやと質問したところ、軍政官が文官となる場合、彼は外交關係を扱う役人ではないので、國務省外の省から任命される公算多しと答えた)。一方米側は昨年岸総理に御説明せるごとく、軍事的必要

外務省

電信写

(第六六七号の六)

に基づき沖繩を使用しおる次第にて、軍人が最高責任者として存在することは自然なるに對し、かりに文官をこの地位に任命せば、米国の軍事上の必要と無關係に沖繩に腰をすえることに決めたという悪宣伝に乗せられるおそれあり。この点さらに慎重に検討したいと思う。また軍人は視野が狭く、軍の厚生のためのみとられる政策が必ずしも日米の国交と一致しないことは御説の通りである。自分等としては過般のにかい経験にもかゝるがみ沖繩の問題は軍事問題である故、当然国防長官が發言権を有するが、それがいろいろ敏感に日本に影響をおよぼし、ひいて日米の国交に影響をおよぼし来る外交問題でもあるので、國務長官にも積極的な發言権を持つてもらい、大統領を加えた三者にて政策を吟味して実行に移すこと然るべしと考えていると答えた。

五 最後に本使より、くどきようなるも昨年首相および外相来米の

外務省

電信写

(第六六七号の七)

際も日本政府は基地を返還せよなどとは要求せず、基地の使用を認めつつ、ただ米側が日本に対するイリテーションをでき得る限り少なくするよう注意を喚起した次第と了解している、最近の沖縄立法院の選挙で民選が大きく進出したとなれば米国は Under fire で譲歩をすることとなり、到底かかる譲歩を行いがたき理なるべきも、事態はしからざるにつき米側としては比較的きやすく問題を論じ得るわけなるべく、この際は米国にとり沖縄問題を研究する絶好の機会なりと存ずと述べたところ、「ロ」は副説明はよく分かつた、この時期がよい機会であるという意見にも同意である、折角研究を急ぐことと致したい、ただ自分としても率直に言わしてもらいたい点あり、米国が日米間の摩擦を少なくするため沖縄においていかなる調節を行つても日米間に摩擦を起させることを利益とする分子は、あらゆる口実を捉え小問題を大げさに取上げて日本政府を攻撃することを

外務省

電信写

(第六六七号の八)

あきらめないであろうし、それが彼等の狙いであろうから、米側の意思が友好的、合理的なりと納得されたならば日本政府も腰を据え、かかる分子の策動に対し徹底的に対処する態度をとられることが望ましく、米側が協力してくれば沖縄で問題がなくなり、左翼にハラスされることもなくなろうと考えるとせば極めて安易的であり、非現実的であるといはざるを得ないと付言していた。

(了)

六 双方とも本日の会談はまつたくのパーソナル・ベースで行われたものであることを確認して会談を終つた。

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、米参、亜、米

外務省

極秘

電信写

A120.0.7-12

昭和三三 六八五一

暗 ロシント 省

四月一六日一六四五発

米一

藤山 大臣

朝海 大使

(沖繩土地問題につき対米申入れに関する件)
第八六六号(大至急)(館長符号扱)

本使当地時間十七日午後四時ロバートソンと会談する一応の予定なるところ、沖繩土地問題については日本政府として米國政府に対しなんらかの申入れをなすことの可否ならびに申出をすれば、その時機、方法、内容等につき種々機微の關係あることと存するにつき、本使がロバートソンと会談の際本件に言及し、なんらわが方の意向を表明しておくことを可と判断されるならば、本使として心得べきこと大至急御回電ありたい。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜參、米參
総、亜、米一

外務省

了帖記

大 次 雁 三 米
長 官 官 官 官
一

3,0,0,7-1-2

番 五 六 六 八
記 録 秘

昭 租 三 三 年 四 月 一 七 日 一 五 時 〇 分 米 一

在 ア メ リ カ 合 衆 國

朝 海 大 使

山 大 臣

館 長 符 號 扱

(沖 繩 軍 用 地 開 闢)

第 五 九 一 号 (館 長 符 號 扱 、 大 至 急)

貴 電 第 八 六 六 号 に 關 し

本 件 に 關 して は 米 總 領 事 一 括 払 を 中 止 し 、 軍 用 地 開 闢 策 を 再 檢 討 す る 旨 發 表 せ る と 是 後 現 下 の 内 政 上 の 難 事 情 勢 上 も と 此 を 欲 望 せ る 意 見 有 り ぬ べ し

今 後 の 對 策 と して は 近 々 本 大 臣 以 下 在 日 米 大 使 に 對 し 本 件 に 關 連 せ る 内 政 上 の 立 場 を 簡 明 且 一 括 払 を 止 め 貸 貸 借 契 約 上 の 非 公 式 申 入 れ を 行 う 事 を 考 慮 中 で 有 り ぬ べ し

電 信 寫

記 帖 了

つ ゐ て は 貴 使 の 「 ロ 」 と の 會 見 に 際 し て は 日 本 政 府 は 拿 次 米 側 の 措 置 を 欲 望 す る も の で 有 り 、 沖 繩 島 民 の 多 數 は 軍 用 地 の 使 用 そ の も の に 反 對 し 有 る 次 第 に 必 ず 、 問 題 は 使 用 の 方 法 上 の も の で 有 る の で 米 政 府 が 島 民 の 希 望 を 以 て 貸 貸 借 と す る 事 業 上 の 難 事 情 勢 上 も と 此 を 欲 望 せ る 意 見 有 り ぬ べ し 述 べ 本 件 に 關 する 國 務 省 の 基 本 的 考 慮 方 針 、 國 防 省 お よ び コ ン グ レ ス の 態 度 、 再 檢 討 の 結 果 何 時 頃 結 論 に 達 す る 事 を 目 途 と し 再 次 等 の 点 を 打 診 し 結 果 報 告 せ り たい

外 務 省

電信写

昭和三三

六六九
九九九
〇〇九
〇〇九
二一七八

暗

ワシントン
本 省

四月一八日〇二〇〇
一八日一六〇六着

米一

藤山大臣

朝海大使

(沖繩軍用地問題に関する件)

第八八三号

貴電第五九一号に因し

十七日ロバートソンと会見、本使より那覇現地の日本新聞記者
は十二日「一括拵中止の発表で沖繩島民は、これは島民の意思
が米側に尊重され出したことを意味するとして長い間のトンネ
ルをやつと抜け出したような明るさを取戻した」と報道してお
り、これは恐らく日本新聞にも大きなパブリシティを与えおる
ことなるべく、かかる報道が米国に対しよき雰囲気を作ること

外務省

電信写

(第八八三号の二)

となる点につき注意を喚起したい、日本政府としては本件措置
を歓迎するものであり、自分は訓令に基づき米側の基本的な政
策を承りたいと思ひ参上せり、自分より先般貴次官補にお任せし
たように、今次沖繩問題につき日米双方にとりイリテイン
グな問題を解決するに適當な時期と思ひし(往電第六六七号)
特に沖繩の穩健分子が一括拵中止の論議につき日本政府なり、
保守党に働きかけて来ておる点は米側として特に注意せらるべ
き点と思考すと述べて米側の方針を尋ねた。

右に対し「ロ」は、本件一括拵いはブライス勸告に基づき慎重
考慮の結果実施せられおるもので、土地所有者はなんら土地の
タイトルに影響を及ぼされることなくして経済的にはまとまつ
た金を一時に所有し得るわけ故、何が故にこの有利な支払方法
に反対なのか議會方面はじめ自分らとしても不思議に思ひおれり
しかも支払金額も極めて合理的であつて、ためにする者以外文

外務省

了帖記

電信写

(第八八三号の三)

句をつける余地はない筈である、思うに宣伝により一括払で島民が土地の所有権を奪われるかの如き誤解を生じ、一部分子はこれにより沖繩の不安を助長せんとするものと思うが、かかる分子はいかに一つの問題を解決しようとも、他の問題を利用し混乱を起させようとするであろうから、アピーズするのは無駄である、また費使は一括払の中止を云われたが、一括払は中止せられたにあらざして、この方法によらんとする人のためには依然として途が開かれていゝわけであると述べた。

三よつて本使より米側が一括払を可なりとする理由は詳らかにしないが、もしこの方法により地代をセーブし、その支払方法を簡便にすることが目的であるとすれば、かかる些少の利益のため広範な政治的友好關係を犠牲にしているものと批判せざるを得ない、また一括払はなるほど経済的には多少の利益があるかも知れぬし、またこの方法を希望する人もあると聞いてい

外務省

電信写

(第八八三号の四)

る、しかしこの支払方法によりタイトルを奪われぬと云う法律論に必ずしも納得していない人々があり、この気持は土地に愛着を持つ地元民の心理として単に誤解なりとは片付けられない、しかもこの気持なり、資次官補のいわゆるコンフュージョンがありとしたならば、むしろこのコンフュージョンを是正し、事態を悪用せんとする共匪分子の宣伝の誇ら風を奪い去ることが賢明ではなからうかと申述べた。

四右に對し「ロ」は、前回会見の際お話しした通り、自分も沖繩で困難な事態を作ることが日米關係に悪影響を及ぼす恐れあることは承知しているつもりである、費使の言われた如く立法院の選挙の結果、米國が under fire でなく、この問題を論議することは時宜に盡していると思ふ、一括払い差止めもかかる考慮から出ている次第で、目下国防、財務省等關係方面と慎重連絡中であり、自分らは日本側の述べられた懸念は十分に考慮する

外務省

電信写

(第八八三号の五)

と云うことを確言する次第である。協議は相当に進んでゐるからいずれ成案を得るものと思ふと答えた。

よつて本使より、それは結構である、しかし貴次官補はあれだけ高い地代を払つてゐるのに文句を言ふと不平を述べたが、米側が自分独りでよかれと思つても島民はしかく感ぜず、逆に解散することもあるべく、日本人の心理はまた米国人と異なる故、右成案ができたならば、自分は協議してくれとはいわないが、インフオーマルにても米側より成案を日本側に事前に内示され、われわれの意見を聞かれることが、日米関係の上より好ましいことと思つたと述べたところ、「ロ」はそれは結構な示唆にて米側としても異存なきにつき左様取計らうことと致したいと答えた。

(続)

外務省

電信写

(第八八三号の六)

五ついで本使より、沖繩のコミツシヨナリを文官とする問題に言及し、その後の研究結果を尋ねたところ、「ロ」は文官を任命するとせば、かかる文官は内務省の指揮に服すべく、かつポリテイカル・アポイントとなる公算強く、一たんかかる人が任命せられると不適任と判つてもなかなか取除けない、一方軍人の方は不適任ならば簡単に更送し得る、よつて問題は個人の適否如何にあり、制服着用の如何ではないと述べたので、本使よりしからばかかる軍人のコミツシヨナリの下に、もしくはコミツシヨナリと同様に話のできるが如き高級の外交官を任命することは適當なるにあらずや、沖繩問題は日本にとつては対米外交中第一番の政治問題であり、この処理如何が日米の關係に影響を及ぼすものと判断して、日本側は外務省が問題を専管し、常にトップ・レベルの考慮がなされてゐる、この点も米側に指摘せざるを得ないと述べたところ、

外務省

電信写

(第 八 八 一 号 七)

「ロ」は既に國務省員が現地駐在しおると答えたので、本便よりこれ以上は米国の内政問題にて差出がましくなる故申さざるも、要は沖繩問題を外交的見地より検討してもらいたき日本側の氣持なりと繰返したところ、「ロ」はそれは同感にて國務省としても、沖繩問題の処理が日米關係に及ぼすレバカツシヨンを考慮して、常に國心を弘い行きたい方針なりと答えた。

六ついで本便より土地問題に候らず沖繩におけるイリネーションを避けるため、日本側としては若干の希望を有しおれり、不用土地の返還、國旗掲揚問題の如きはこれを提供するにやぶさかならざるべきも、先般当地に來たれる淵上代議士一行の語にては、全く軍用として使用の可能性なき土地をも接收しおる田にて、これらは整理しても米側に少しも差支えなきにあらざ

外務省

電信写

(第 八 八 三 号 八)

やと述べたところ、「ロ」は同席の日本課長とも協議した上、自分らの最近の報告によれば、不用土地は少しもなき程度に整理しある田なりと答えたので、本便よりも自分の情報の上、イスも沖繩にて、しかも日米協力を主張する議員故問題なしと思ふも、これは事実問題故米側に調査の上、もし不用の土地を発見せば返還を考慮せられたし、要するにこれらの点にて日本側には平素より若干の希望あり、よつて更に整理の上インフォーマルな形にて自分より貴次官補に書簡なり、メモなりを提示することとしたきところ異存あるべきやと尋ねたところ、「ロ」は異存なし、貴便の云わゆる如くインフォーマルな希望事項ならば關係方面との折衝の参考資料として受領いたすべしと答えた。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、並、米、情各局長、並、米

外務省

A 3.0.0. 7-12

昭和三十三年四月十八日

ワシントン 四月一八日〇一〇〇発米

本 省 一八日一五五七着 一
藤山大臣 朝海大使

(朝海大使の記者団との会見に関する件)

第八八四号

十七日ロバートソン次官補との会談後、本使の当地日本人記者団との会見における発言要旨左のとおり。

(イ) 沖繩土地問題については最近ダレス長官記者会見における発言の次第もあり、本問題に対する米政府の見解を質すことが本日の会見の主目的である。

(ロ) 沖繩問題については米政府当局者と本使の交換を行ったことは米大使として当然の任務であるが、本日の会談において土地問題につき言及することについては本政府承認済である。

電信写

外務省

記帖了

(第八八四号の二)

ある。

(イ) 本日の会談において、本使より沖繩現地における状況に関する観察を述べ、今回米政府がとつた一括払い一時停止の措置は、沖繩住民ならびに日本政府の歓迎するところなる旨を述べると共に、本問題に対し米政府が慎重なる考慮を払うよう強く要望した。

(ロ) 右に対しロバートソン次官補より、本問題に対する米政府の見解を述べると共に、日本政府の要望をテイクノートし、目下米政府関係機関の間において慎重なる考慮が払われている旨を答えた。

本日の会談後、米人記者よりの質問に対しては前記一と同趣旨を答えると共に、沖繩住民の大多数は、軍事基地そのものに反対しおるにあらざる、問題は土地取得手続に存する旨を述べておいた。また本日の会談は、本問題についての日本政府の good

電信写

外務省

機密

電信写

昭和三三 七〇七三 暗 ワシントン 四月一八日二〇四〇発 米一
 本 省 一九日一二五五着

藤 山 大 臣 朝 海 大 使

(沖縄土地問題に関する件)

第八九九号

往電第八八三号ならびに貴電第六〇七号に関し

土地一括払い問題以外の問題についても、國務省には事慮改善の努力をなさんとする機運動きおることは随時御報告のとおりであり、かつ冒頭往電三の次第もあり、この機会に一括して問題を取り上げることも一策かと存じおるところ、もし本件を当地においても交渉することしかるべしとの御意向ならば何分の儀御回示ありたく、なお問題はできる限り具体的に取上げることが肝要であり、例えは不変土地返還についても具体的にこれを指摘せざれば冒頭

了帖記

外務省

電信写

(第八八四号の三)

offices を意味するものなりや、あるいは negotiation なりやの質問に対しては、右のいずれにもあらず、沖縄に対し潜在主権を有する日本として、同地に関連する問題についてその見解を表明することは当然のことなりと答えておいた。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、局部長、次参、総、重総、一二、米、三、経、商、調、二、五、条、一、協、一、情、二、審、大、販

外務省

たき島 甲

秘

電信写

(第八九九号の二)

往電三の如き押し問答に終るべく、また教育権問題についても
務省当局は教育権とは具体的になほお意味するやに疑問を有し
る次第もあり、これらについての参考資料をもあわせて御回報相
成りたい。

(了)

配布先 大巨、次官、官房長、亞、米、情各局長、亞參、米參、
総、亞、米、二

外務省

要写 了 部

字一初
平略
米三長
2-2

A'3.0.0.7-102

記錄分類

電信案(甲)	外務省	第 六 〇 八 号	件名	宛	主管	電信課長
			平略	左米	米三長	發電係
			沖繩土地問題の件	朝鮮海大使	米三長	主任
			別電	釜山大使	米三長	起案者
			發	昭和三十五年四月八日		
			05859	起案		
			電送第	05856	号	
			昭和	三十五年	四月	八日
			時	一分	發	
			回覽番号			

電信課長

發電係

1386

D

記帖了

沖繩軍用地問題に関する大臣の在日米大使への
申入案

三月十七日 米参

本日は沖繩の情勢につき非公式にお話したい、本大臣がこの問題に言及するのは決して沖繩における米国の施政に干渉するとの意味ではないことは充分諒解されることと思う。

先日も沖繩より社大党代表が軍用地問題に関する陳情のため来訪し、貫大使も会見された由であるが、沖繩は日米間の機微な問題であり沖繩の情勢が悪化すれば直ちに日本の内政に影響して保守政権の立場を困難ならしめ又日米関係に悪影響を及ぼすこととなる。

軍用地問題は複雑であるが沖繩は農業地帯であり日本内地の類似の地域以上に人口ちゆう密なところに問題がある。最近の陳情団も述べていたが、島氏の多数は米軍による土地使用それ自体に反対し

秘
録

ているわけではなく使用の形式及び条件につき不満をもっている次第である。この点に関連し日本政府は米政府が一括払を中止し軍用地政策を再検討するとの最近のムーア声明を歓迎するものでありその間貫大使の払われた努力に対し深甚な謝意を表するとともに貫大使がその内容を事前に内報されたことを感謝する。島氏が一括払によらず、賃貸借による軍用地の使用を米軍当局に要請していることは御承知のとおりで、米政府が島氏の希望を考慮して例えば五カ年間の賃貸借契約の制度を採用すれば沖繩の事態は改善されひいては日米関係の緊密化にも資するところ大なりと考えられる。勿論五年後賃貸料の交渉を行うことは米側としても不便宜不安があることは容易に想像し得るところであるが賃貸料決定のための特殊機関の設置等の方法があるのではないかと思われる。この点はいずれ事

務当局よりその研究の結果を御参考までに通報させることとしたし
た。

以上沖繩軍用地の問題に言及したのは日米関係の大局を考慮する
からであり右趣旨をよく諒解され本大臣の意のあるところを本國政
府に御伝達願えば幸いである。

なお日本政府が総選挙を控えており本件が内政に微妙な影響を与
えるものであることは既に述べたとおりであり、米國政府が本件を
再検討し何時頃結論に達し且新方針を公表されるかについては多大
の関心を有せざるを得ず、今後出来る限り米政府部内の再検討の進
行状況につき内報を得たく又何等かの方針が決定される際は是非事
前に通報を願いたいと思う。

なお内政上の考慮もあり本日沖繩軍用地問題につき貴大使に非公

式申入れを行つたという事実のみについてはこれを公表したいと思
うので右御諒解を得て置きたい。

電信写

昭和三三

八二八一

暗

ワシントン

五月八日

一七二〇

米

本

省

九日〇七〇七

参

藤山大臣

朝海

入

(沖縄土地問題に関する件)

第一〇二二号(館長符号抜)

貴電第六八八号に函し

八日国務省マーチンは安川に対し沖縄土地問題に關し左の通り内話した趣である。

国務省とて再検討の結果、一括払いの現状に逆戻りするが如き場合の現地ならびに日本国内の世論が現在より更に悪化するべきことは承知しおり、折角努力中であり、国務省としては一括払い方式と短期賃貸契約方式(期間は五カ年なりやとの質問に対しては、確定はしていないがほぼその見当であると答へ

外務省

記帖了

電信写

(第一〇二二号の二)

た)のいずれかを個々の地主に選択せしめるとの方針を決定し、軍側も關係部局が全部固まつたわけではないが、大体右に同説する見込である。賃貸契約の期間満了後、その更新を地主が拒否することについての懸念がないわけではないが、終極的には軍が強制収用権をもつていふことでもあり、賃貸契約という形式をとる以上、理論的には地主側に契約更新の拒否権が存する形となつても致し方ないと考えている。以上いまだ最終的な結論に達しているわけではなく、いずれにしても正式決定は沖縄現地代表の案米参に行う予定である。なお土地の評価ならびに賃貸料も再検討の対象となつており、これについても現地代表の言い分を聴取することとなつていふ。

二現地側は一括払いの廃止と五カ年の賃貸契約を主張しおる。なるところ、前記の如く両方式の選択となつても、少くとも今後土地取得分については地主全体が賃貸契約を選べば一括払い

外務省

電信写

(第一〇二二号の三)

廃止と同様の結果となり、尙懸はないと思われるが、現地側は既に一括払いを受諾した分についてもこれを貸貸契約に切替えすることを主張しおるものなりや否や、これに対する政府の御見解と共に当方参考までにお知らせ願いたい。なおマーチン内語は外部は勿論、現地米大坂露側にも御引用なきよう願いたい。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、庶、米、糧各局長、重参、米参、総、重一

外務省

電信写

A'3, 2, 0, 7-2

昭和三三 九二四二 暗 ワシントン 五月二三日一八二〇発 米参

本 省 二四日〇八五四着

藤山大臣 朝海大使

(沖縄軍用地問題に関する件)

第一一六四号

貴電第七四六号に關し

二十三日國務省マーチンが安川に内話したところ左の通り。
(一) 選択制そのものにつきてもいまだ最終的に決定した次第ではないが、選択制をとる場合、貸貸方式には復元義務を含めしめるとの考え方である。
(二) 議会方面も現行制度が不評であることは充分承知し、何らかの解決策が必要であるとの考えであるから、政府側の決定に対し、議会の意向が強い障害になることは予想していない。

(了)

外務省

記帖了

電信写

(第一一六四号の二)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜参、米
参、総、亜北、米北

外務省

電信写

A'3.0.0.9-1-2

昭和三三 八一六七 暗 本 省 五月一三日一七四五発 米参
一四日〇八二五着

藤山大臣 朝海大使

(沖繩軍用地問題)

第一〇六一号(館長符号級)
貴電第七二二号に關し

十三日國務省マーチンの安川に対する内話要旨左のとおり。

(一)一括払いによる場合、米軍側に復元の義務がないという問題は
一括払いと賃貸契約との選択制が採られることとなればすべて
が住民の選択に任せられるので、実際に問題は起らないと考
える。

(二)選択制が採られる場合、既に一括払いを受領したものに對して
もこれを適用するか否かの問題は、いまだ選択制を採ること自
体が最終的に決定したわけではないので明言することは出来な
い。

記貼了

外務省

電信写

(第一〇六号の二)

いが、すべての地主を公平に取扱う意味で既に一括払いを受領した地主についても、賃借契約を希望する地主よりは受領金額を返還させることにより(全額返還不可能のものについては不足額を爾後の賃貸料と相殺することにより)賃貸契約に切替える道を講ずべきであると考え。技術上大して困難であるとは考えない。

(三)土地裁判所が地主よりの訴えに対し決定を下す前に、現地住民の代表から成るなんらかの機関の意見を考慮に入れるという考え方は、来米を予定されている現地代表からそのような希望が表明されれば考慮の余地があると考え。

(四)不要土地の返還と新規接収の問題については、現在沖縄における軍事施設があまりに分散しているのでこれをもつと集約することが検討されている。この方針を実行すれば全体としての軍事施設の面積は減少するであろうが、部分的には新規接収を行

外務省

(第一〇六一号の三)

電信写

うことも同時に必要となつて来ざるを得ない。いずれにせよこの問題は各種の戦略的考慮が含まれて来るので、具体的結論を出すには相当長期間の検討が必要であると考えている。

(丁)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜参、米参、
総、亜北、米北

外務省

電信写

昭和三五 九八八二 暗
ワシントン 六月三日一七四〇 米参
本 省 四日〇九一〇 着

藤 山 大 臣

朝 海 大 使

(沖縄軍用地問題に関する件)

第一二三九号

往電第一一六四号に關し

二日國務省マーチンは安川に対し、その後の米政府部内の検討の進展状況に關し、いまだ事務的にも幾多の問題が未決定のまま残されてはいるが、基本的には一括払いと賃貸借契約の選択制にすべきかあるいは一括払いを廃止して賃貸借契約一本とすべきかの問題と、賃貸借契約の期限を何年とするかの問題に示唆されている。選択制をとる場合に既に一括払いを受領した地主に対しても、選択の機会を与えるべきことは当然のことと考えている旨内話した。

なお国防省國際安全保障局担当官に対しても、安川より本件に対

外 務 省

電信写

(第一二三九号の二)

する国防当局の意向を打診に努めたところ、発言は極めて慎重であり、具体的になんらのインディケーションも得られなかつたが、同人の私見として、本問題は現地住民の支持を獲得するという政治的な面と、沖縄における軍事的任務遂行に直接責任を有する作戦当事者の考えとをいかに調整するか問題であると語り、直接の軍当事者には依然として従来の政策変更に対し相当強い抵抗が存することを示唆していた趣である。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、簡各局長、亜参、米参、

総、亜総、北、米北、保

外 務 省

了 結 記